

沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等 委託業務公募仕様書

1 委託業務の名称

沖縄県過疎地域持続的発展方針策定等委託業務

2 事業の目的

「沖縄県過疎地域持続発展方針」(以下、「県方針」という。)及び「沖縄県過疎地域持続発展計画」(以下、「県計画」という。)が令和7年度で期限を迎えることから、過疎地域等の広域的な現状や課題について可能な限り詳細に調査し把握した上で、令和8年度から新たな県方針・県計画を策定する必要がある。

また、沖縄県の離島振興施策についても、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「次代を拓く持続可能な島づくり計画ー新・沖縄21世紀ビジョン離島振興計画ー」の中間見直しに向けて、離島地域における現状や課題について可能な限り詳細に調査し把握する必要がある。

このため、本県の離島・過疎地域の実態について調査分析を行い、離島・過疎地域が抱える課題を地域毎に把握することにより、離島・過疎地域の持続的発展に向けた実効性の高い施策の企画立案に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 提案総額の上限額

提案にあたっては、総額 6,500,000 円(消費税及び地方消費税含む)の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。なお、消費税及び地方消費税の税率については、全期間において 10%で積算すること。

5 企画提案書の体裁及びプレゼンテーション

- (1) 原則として、A4版横、上綴り、表紙を除き 25 頁以内とする。
(ただしグラフ、表等は必要に応じ、A3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい)。
- (2) プレゼンテーションにおける説明は、図表などを多く用いるなど、審査員が容易に理解できるよう、簡潔にすること。
- (3) プレゼンテーションの時間枠については、参加企業数によるため、企画コンペ参加業者を確定後に通知するものとする。

6 積算見積及び経費限度額

(1) 各経費は税抜き価格とし、限度額は「4提案総額の上限額」の範囲内とする。

※ 企画提案のために提示する金額であり、必ずしも契約金額ではない。

(2) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。

ア 直接人件費

イ 報償費

ウ 旅費

エ 使用料及び賃借料

オ 消耗品費

カ 印刷製本費

キ 通信運搬費

ク 一般管理費((直接人件費＋直接経費)×10%以内)

ケ 消費税及び地方消費税

コ その他(上記費目以外の必要な経費を随時追加)

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

7 業務内容

(1) 沖縄過疎地域持続的発展方針の策定に向けた支援

- ・ 令和6年度に沖縄県が実施した過疎地域等実態調査結果、市町村や関係団体からの意見等を踏まえ、他県における先進的な過疎対策等について必要な調査や情報収集を行い、沖縄県の過疎地域が抱える課題解決に資する可能性の高い取組等を検討する。
- ・ 現行の方針を基に、記載内容の変更作業等を行いつつ、令和7年8月までに方針(素案)、令和7年9月までに方針(案)を作成できるように支援を行う。
- ・ 但し、県庁内の他部局にかかる分野の施策項目の記述については、地域・離島課において関係部局に更新を依頼し作業するものとする。

※ 令和6年度過疎地域等実態調査結果の確認を希望される方は、当方からデータを送信いたしますので、地域・離島課の代表アドレス(aa017035@pref.okinawa.lg.jp)あてご連絡ください。

(2) 沖縄過疎地域持続的発展計画の策定に向けた支援

- ・ (1)と同様に、令和6年度に沖縄県が実施した過疎地域等実態調査結果、市町村や関係団体からの意見等を踏まえ、他県における先進的な過疎対策等について調査や情報収集を行い、沖縄県の過疎地域が抱える課題解決に資する可能性の高い取組等を検討する

- ・ 現行の計画を基に記載内容の変更作業等を行いつつ、令和7年 11 月までに計画(素案)、令和8年1月までに計画(案)を作成できるように支援を行う。
- ・ また、計画(案)は、ロジックモデルの構築、KPIや中間アウトカム指標の導入を検討しながら整理するものとする。
- ・ 但し、県庁内の他部局にかかる分野の施策項目の記述については、地域・離島課において関係部局に更新を依頼し作業するものとする。

(3) 沖縄県過疎地域持続発展計画(素案)についての意見交換会開催

- ・ 沖縄県との協議及び指示を踏まえ、過疎市町村や関係団体、過疎地域住民等との意見交換会の開催し、開催通知等の諸連絡や会場の確保・設営、会議資料等の調整・作成、議事録作成等、必要な作業を行う。
- ・ なお、開催方法等については、オンラインによる会議などを含め、最良な方法で開催を検討すること。

(4) 離島市町村カルテの更新(18 町村)

- ・ 令和2年度に作成した離島市町村カルテについて、更新作業を行うものとする。
- ・ 更新作業に当たっては、公開されている情報や国勢調査・住民基本台帳(総務省)、離島関係資料(沖縄県地域・離島課)等の統計資料を基に、各島の基本概要、地域資源、人口、生活基盤、労働力、生産力等の情報を更新するとともに、更新後の情報を分析の上、必要に応じて情報分析、課題等に関する記述を更新するものとする。
- ・ 令和8年3月末までに、上記項目を更新する。ただし、公表されている情報や統計資料がない項目については、市町村等の関係機関等に調査・照会し、更新するものとする。
- ・ なお、公開されている情報や統計資料及び市町村等の関係機関から数値を取得できない項目がある場合は、地域・離島課と調整の上、更新方法等を決定するものとする。
- ・ 離島市町村カルテの冊子の編纂に当たっては、上記の更新作業と別に地域・離島課が更新を行う部分も原稿に反映させること。

(対象市町村)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町、うるま市、南城市、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

- ※ 令和2年度離島カルテの確認を希望される方は、当方からデータを送信しますので、地域・離島課の代表アドレス(aa017035@pref.okinawa.lg.jp)あてご連絡ください。

8 進捗報告

- ・ 受託者は、定期的に県との連絡会議等を開催して委託業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。
- ・ また、事前打合せや情報収集など、本事業に関する出張をする際には事前に県の許可を得るとともに、出張後は報告書を提出すること。

9 業務の実施体制

- ・ 本委託業務の実施に際して、本委託業務ごとに担当者名を記した人員体制を示すこと。また、実施体制については、組織体制図も作成すること。

10 業務スケジュール

- ・ 事業全体のスケジュール管理体制を作成すること。

11 成果物

本事業の実施結果、成果報告として、事業の実施方法・内容等を実績報告書 30 部及び電子データを令和8年3月 31 日までに沖縄県企画部地域離島課へ提出すること。その際、電子データはマイクロソフト社 word2010 又は Excel2010 等で編集可能な形式で CD-R または DVD-R に記録すること。

なお、成果物の著作権及び所有権は、沖縄県企画部地域・離島課に帰属する。

ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。本委託業務の受託者は、下記の成果品を契約期間内に提出するものとする。

- ・ 沖縄過疎地域持続的発展方針 冊子100部(フルカラー)、電子データ(CD-ROM 1枚)
- ・ 沖縄過疎地域持続的発展計画 冊子100部(フルカラー)、電子データ(CD-ROM 1枚)
- ・ 離島カルテ 冊子100部(フルカラー)、電子データ(CD-ROM 1枚)

※当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任で処理すること。

12 再委託の制限

- (1) 以下の業務は、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、契約金額の 50%を超える再委託は認めない。

ア) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理

(2) 以下の業務は、契約書第 10 条第 2 項に規定する「軽微な部分」に該当し、再委託の際に県の承認は要さない。

ア) 資料の収集・整理

イ) 複写・印刷・製本

ウ) 原稿・データの入力及び集計

13 その他留意事項

この仕様書に定める事項について生じた疑義又はこの仕様書に定めのない事項については、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。